

# 入札要領(長期継続契約)

習志野市総務部契約検査課

## 1 入札方法

### (1) 電子入札

本入札は、電子入札の方法により行うため、入札者は、電子入札システムにより入札金額を入力すること。この際、必ず「入札金額内訳書」を、電子入札システムのファイル添付機能を使用し、提出すること。

「入札金額内訳書」は、電子入札システムの本公告掲載箇所からダウンロードすることができる。

### (2) 入札金額

落札決定に当たっては、電子入札システムより入力された予定総額を落札価格とする。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額内訳書で見積もった消費税及び地方消費税を含む予定総額から、消費税及び地方消費税相当額(同予定総額に10/110を乗じ、小数点以下を切り捨てたもの。)を減じた金額を電子入札システムへ入力すること。なお、契約にあたっては、入札金額内訳書に記載した基本料金単価及び夏季電力量料金単価、その他季電力量料金単価を契約金額とする。

## 2 入札辞退

(1) 入札参加者は、入札書受付締切日までの間、入札を辞退することができる。

(2) 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

## 3 未入札

入札参加者が、入札書受付締切日までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱う。

## 4 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 指定した入札方法以外の入札

(2) 予定価格を超える金額による入札

(3) 明らかに連合によると認められる入札

(4) 電子認証を不正に使用した入札

(5) 入札要領に違反した入札

(6) 入札金額内訳書の合計金額と入札金額が異なっている入札

(7) その他入札に関する条件に違反した入札

## 5 落札者の決定

(1) 本入札は、事後審査入札であるため、最低価格入札者(以下「落札候補者」という。)は、資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。

(2) 落札候補者は開札日の翌日(閉庁日を除く。)までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、この書類を提出しない場合は、落札候補者の資格を失い、当該入札において失格とする。

① 入札参加資格確認申請書(事後審査入札)

② 公告に定めた入札参加資格に許可等が指定されている場合、それを証するもの(写し可)

## 6 再度入札

再度入札は行わない。

## 7 同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札者が2者以上のときは、直ちに電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

## 8 開札立会人

- (1)開札に立ち会う場合、開札日前日午後4時までに習志野市総務部契約検査課に連絡するものとする。
- (2)紙入札による参加者がある場合は、入札者の中から抽選により原則2者の立会人を選定して行なう。
- (3)前項の場合において、立会人がやむを得ない理由により開札に立ち会えないときは、入札事務に関係ない市職員を立ち合わせせるものとする。

## 9 契約の締結

落札者は、落札決定の日から5日以内に契約を締結しなければならない。

## 10 入札・契約保証金

免除

## 11 支払条件

各回払い

## 12 法令等の遵守について

入札参加者及び落札者は、この入札要領及び習志野市財務規則その他の法令を遵守すること。

## 13 異議の申立て

入札参加者は、この入札要領、設計図書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 14 その他

- (1)電子入札システムに障害等やむを得ない事態が生じた場合、入開札日時を延期し、又は紙入札への移行をすることがある。
- (2)入札参加者が使用する機器に障害等やむを得ない事態が生じた場合は、習志野市の承諾を得て、紙入札に変更することができる。
- (3)本入札要領に記載する事項以外の事項については、習志野市電子入札約款及び習志野市電子入札システム運用基準のとおりとする。